

(17) 愛媛水田農業経営確立対策事業費（農産園芸課）

① 事業の目的

平成 23 年度から「農業者戸別所得補償制度」が本格実施となり、農業経営の改善、食料自給率の向上を目的に制度を推進しているところであるが、本県は中山間地が多く規模拡大が困難などの厳しい生産環境にある。

このため、本県水田農業の実状を踏まえ、「えひめ農業振興プラン 2011」の実現を目指し、県産米の需要拡大に向けた「売れる米づくり」の推進、需要に応じた麦の増産と安定供給等に取り組み、本県の水田農業経営の確立を図る。

② 予算額及び決算額

予算額：13,713,000 円

決算額：11,547,765 円

③ 事業の概要

1. えひめ米麦需要拡大推進事業

事業主体別

① 全農えひめ

- ・ えひめ米品質向上推進大会の開催
- ・ 売れる米づくり等に向けた生産技術活動の実施
- ・ 麦の増産と安定供給活動の実施等

② 市町（農業協同組合）

【売れる米づくり等推進タイプ】

- ・ 売れる米づくり等推進会議の開催
- ・ 気象変動に対応した新品種等の実証圃設置
- ・ 米粉米の生産・需要拡大
- ・ 大豆等の生産技術・品質向上活動の実施等

【麦生産拡大タイプ】

- ・ 麦作付拡大・担い手育成会議の開催
- ・ 新品種の実証圃設置
- ・ 品質分析の実施
- ・ はだか麦の作付拡大（種子、資材助成）の推進
- ・ 需要者との意見交換会開催

③ 愛媛県

- ・ 売れる米づくりに向けた産地指導
- ・ 麦作付拡大推進活動の実施
- ・ 水田集落営農の推進 等

2. 戦略作物等導入経営基盤強化事業

事業主体：市町（農業協同組合、営農集団）

【戦略作物等経営基盤整備事業】

売れる米、大豆等の生産拡大・品質・生産性向上に必要な機械・施設の改修・整備

【麦生産拡大整備事業】

麦の生産拡大・品質・生産性向上に必要な機械・施設の改修・整備

（意見）支援後の結果分析の重要性について_事業の概要全般に対して

当該事業の概要は、国の水田農業施策に対応し、本県水田農業の持続的発展を図るため、①生産調整の円滑な推進、②戦略作物の生産拡大と担い手の育成、③新規需要米等の需要定着拡大による生産への波及、④気象変動等に対応した生産構造への転換に取り組み、本県水田農業経営の確立を図るために必要な事業として実施されている。

内容は、「えひめ米麦需要拡大推進事業」と「戦略作物等導入経営基盤強化事業」からなり、「えひめ米麦需要拡大推進事業」は、需要即応型水田農業の推進、えひめ米品質向上推進大会の開催、水田フル活用に向けた裏作麦等の作付拡大、気象変動等に対応した新品種・技術導入のための現地実証圃の設置、米麦品質向上対策の推進、はだか麦の作付拡大の推進、米粉の多様な用途発掘による生産への波及を目的としており、「戦略作物等導入経営基盤強化事業」は、戦略作物等の生産拡大・品質・生産性向上に必要な機器・施設の改修・整備を目的としている。

当該予算は、本庁（農業園芸課）が各地方局（東予、中予、南予）を通じ市町を經由して農業協同組合等に要望調査を行い、これをもとに予算を地方局に配分、地方局が各組織からヒアリングを行い、どの組織に補助金を出すか決定される。つまり、予算配分後の補助金の使い方は地方局に決定権限があり、その結果、県にはモニタリング義務が生ずるものと考えられる。

平成 24 年度の予算額は以下の通りであった。

(単位:千円)

事業名	事業主体	事業内容	事業費	補助率	予算額
えひめ米麦需要拡大推進事業	全農えひめ	<ul style="list-style-type: none"> ●えひめ米品質向上推進大会の開催 ●売れる米づくり等に向けた生産技術活動の実施 ●麦の増産と安定供給活動の実施等 	900	1/2	450
	市町 (農業協同組合)	[売れる米づくり等推進タイプ] <ul style="list-style-type: none"> ●売れる米づくり等推進会議の開催 ●気象変動に対応した新品種等の実証ほ設置 ●米粉米の生産・需要拡大 ●大豆等の生産技術・品質向上活動の実施 	2,400	1/2	1,200
		[麦生産拡大タイプ] <ul style="list-style-type: none"> ●麦作付拡大・担い手育成会議の開催 ●新品種の実証ほ設置 ●品質分析の実施 ●はだか麦の作付拡大(種子、資材助成)の推進 ●実需者との意見交換会の開催 	2,600	1/2	1,300
	県	<ul style="list-style-type: none"> ●売れる米づくりに向けた産地指導 ●麦作付拡大推進活動の実施 ●水田集落営農の推進等 	1,363	—	1,363
戦略作物等導入経営基盤強化事業	市町 (農業協同組合 営農集団)	[戦略作物等経営基盤整備事業] <ul style="list-style-type: none"> ●売れる米、大豆等の生産拡大・品質・生産性向上に必要な機械・施設の改修・整備 	12,600	1/3	4,200
		[麦生産拡大整備事業] <ul style="list-style-type: none"> ●麦の生産拡大・品質・生産性向上に必要な機械・施設の改修・整備 	15,600	1/3	5,200

そして、各地方局がまとめた実績は以下の通りである。

(単位:円、事業費は税抜)

事業名	地方局	事業実施主体	事業内容	事業費	県負担
えひめ米麦需要拡大推進事業	東予	西条市農協	米粉用米の生産・需要拡大 米粉を利用した料理教室2回	54,808	18,000
		周桑農協	麦作付拡大・担い手育成会議 品質分析 種子助成	915,234	406,000
	中予	(松山市) 松山市農業協同組合	マンネンボシ作付拡大(※)	475,972	233,000
		(東温市) 松山市農業協同組合	マンネンボシ作付拡大	410,642	116,000
		(松前町) 松山市農業協同組合	マンネンボシ作付拡大	1,902,608	291,000
		全農愛媛県本部	共励会現地審査1回 共励会表彰式1回 酒米推進会議・市場調査5回 はだか麦作付推進会議2回 はだか麦PR資材作成、CM、 公告等3回 麦市場調査3回	1,404,475	600,000
戦略作物等導入経営基盤強化事業	東予	今治立花農協	管理機 2台 播種機 1台	870,000	290,000
		越智今治農協	コンバイン 1台 デバインダー、キャノピー付	5,330,000	1,776,000
		周桑農協	大豆選粒機 3台 大豆自動計量機 3台	3,540,000	1,180,000
		川根集落営農組合	田植え機 1台 ディスクロータリー 1台	1,970,000	656,000
		周桑農協	コンバイン 1台	4,380,000	1,460,000
	中予	(伊予市) えひめ中央農業協同組合	麦播種機	479,500	159,000
		(東温市) えひめ中央農業協同組合	麦播種機 2台 施肥機 1台 ディスクロータリー 2台 管理機 3台	2,863,600	954,000
		(東温市) 松山市農業協同組合	コンバイン はだか麦ドリル蒔き播種機	3,555,000	1,185,000
	南予	農事組合法人増穂生産組合	色彩選別機	2,248,000	749,000
		東宇和国産原材料供給利用協議会	ソバ乾燥機 ソバ選別機 ソバ石抜き機	1,932,800	644,000

(※)マンネンボシとは

マンネンボシはイチネンボシと比較して、以下の優位性があると言われている。

- ①早生種
- ②稈質が強く、耐倒伏性は明らかに優れ、中折れ程度も小さい
- ③屑麦が少なく、整粒歩合が高い
- ④収量性は同程度かやや高い
- ⑤精麦白度、搗精時間は同等で、精麦適性は高い

県が、各地方局から受けている実績報告は上記内容のみであり、補助の結果、当事業の目的がどの程度達成されているのか判断できる状況にはない。

(意見) 支援後の結果分析の重要性について_えひめ米麦需要拡大推進事業に対して

上記実績をみると、例えば、米粉を利用した料理教室の実施について、結果として把握できているのは、2回開催したということのみである。米粉を利用した料理教室を実施した結果、米粉の消費量が増加し、米粉の生産量は増加しているのか、不明である。本事業の「米粉米の生産・需要拡大」という目的達成のためにどの程度の効果があったのかが全く分析されていない。確かにこの目的に対する効果の測定は簡単ではないのは理解できるが、せめて教室参加者に、アンケートを取ったり、米粉の消費量・生産量の増加にどの程度効果が見込めるか推測する情報の収集ぐらいはすべきではないだろうか。そうでなければ、本来の目的とは関係なく、単なる実施者の自己満足のために予算が執行される恐れがある。実施事項による目的達成度を分析しないことには、当該補助金が目的に適して利用されたかどうか判断できない。もちろん、米粉の利用方法を広める地道な活動は必要であるということについては一定の理解ができるものであるが、参加者の意見をまとめるなど、今後の発展に活かすことができる情報を入手する等、波及効果が狙える活動及び情報収集が必要である。

また、麦付拡大・担い手育成会議や酒米推進会議等、種々の会議が実施されているが、会議の結果、何が実施され、どういった成果が上がったのか不明である。

地方局は、補助金を出すことを決定した以上、補助金が目的に応じて適切に使用され、効果がどうであったか把握すべきであり、この結果の集積があつてこそ、次年度以降の補助金決定が適切に実施できるものとする。また、県もモニタリング義務があることから、地方局が適正に補助金の分配を決定しているかどうか判断するため、実施結果のみではなく、その効果を報告することを地方局に求める必要がある。

(意見) 支援後の結果分析の重要性について_戦略作物等導入経営基盤強化事業について

戦略作物等導入経営基盤強化事業では、各種機械の導入に補助金を出しているが、導入された機械の稼働実績や、利用頻度が把握されておらず、また計画との比較も実施されていない。この様な状況においては、機械の導入が本当に必要であったのか判断できない。また本来であれば、機械の導入によって、生産量が増加した、作業効率が向上したといったことが目的達成に寄与することであり、こういった分析も実施されていない。上でも述べたが、実施者の自己満足に終わらないために、また予算の適正な執行を証明するためにも、必ず行わなければならない分析である。機械導入による直接的な生産量増加や作業効率が把握できなくとも、全体として導入組織の管轄下で生産量が増加し、作業効率が向上していなければ、機械を導入した意味はなかったといえる。県の予算を利用して補助を行う以上、補助目的が達成されているかどうか分析・判断することは必須事項であるとする。

(指摘) 農業経営の改善への寄与

当該事業は、最終的な目的である「農業経営の改善」にどの様に寄与したのであろうか。農業経営の改善は言いかえれば農家の所得向上である。この最終的な目的を達成しているかどうかの分析が全くと言っていいほど実施されていない。この事業はそもそも、1農家当たり何円若しくは何%程度の所得の向上を目指したのであろうか。その目標設定さえできていないと言う状況であれば、上記意見で必要と述べた、十分な分析が行えないのも当然かもしれない。抽象的な目標では予算執行の適正性の判断は困難である。もし、農業経営の改善がされたという明確な結果が残せていないのであれば、改善できなかった理由若しくは改善できたかどうかの判断が出来ない理由を分析し、次年度以降、事業の継続を含め、意思決定に活かすことが必要である。

そもそも、機械化が進み、効率化が図られたとしても、そのことをもって水田農業経営が確立されたとは言えない。農林水産業を大規模化、合理化、機械化することによって、農林水産業に従事する世帯、従事者数を減らすことができれば、世帯当たり、一人当たりの所得は向上するかもしれないが、これは結果的に農業従事者の減少を招くこともある。ゆえに、機械化を進めれば、問題が解決されるものではなく、効率的に作業を実施すること、生産量を増やすこと、そして販売できるルートを確保すること、余剰分は他の形で利用できる方法を確保すること等、総合的な対策が必要なのである。こういったことを実施しようとするれば、この程度の予算で実施できるはずもなく、現在の予算で実施している事業のみでは、水田農業経営が確立されるとは考え難い。とすれば、事業の目的を達成できるだけのことが実施できていないと言われても仕方ない。水田農業経営の確立はそれほど簡単にできるものではなく、必要ならば予算を拡大し、確実に水田農業経営が確立出来る様にしなければならない。県として真剣に取り組むべき事象と捉えているならば、現在の取組みでは不十分で効果が薄いと言わざるを得ない。

また、機械化に関してはシミュレーションを実施してみて、本当にその機械化が経済的に効果的なものであるかどうかの検討が必要と思われる。

以下に簡単なシミュレーションを例示しているが、これはあくまでも例示である。本来はもう少し様々な条件を変数として考慮しなければならない。そのため、農業の専門家だけでなく、他の分野の専門家の力も必要になると思われる。

【前提条件】

- ・ 1,000万円の機械を導入、耐用年数は10年で償却は定額法
- ・ 機械の導入費は全額借入金（金利は3%）
- ・ 機械化により、生産高は現状より1割程度減少
- ・ 農家が自ら作業を行うものとして、人件費は計上していない

（結果的に当期利益として計上されたのが労働の対価である）

- ・ 税金は考慮しない
- ・ 機械化①②は、機械化より生じた時間的余裕により、他の収入（150千円/月）を確保
- ・ 機械化②は、①のケースにおいて、無利息融資（補助金等により利子補填）の場合

(単位：千円)

	現状	機械化①	機械化②	機械化③	機械化④	機械化⑤	機械化⑥
生産量 (kg)	1,000	900	900	900	1,800	1,800	2,700
売上高	4,000	3,600	3,600	3,600	7,200	7,200	10,800
売上原価							
種苗費	-500	-500	-500	-500	-1,000	-1,000	-1,500
肥料・農薬費	-800	-800	-800	-800	-1,600	-1,600	-2,400
人件費							
水道光熱費	-250	-250	-250	-250	-500	-500	-750
設備関連費		-400	-400	-400	-500	-500	-600
減価償却費		-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000
営業外費用							
支払利息		-300		-300	-300		-300
別途収入		1,800	1,800	2,400			
当期利益	2,450	2,150	2,450	2,750	2,300	2,600	4,250

例えば、このシミュレーションで明らかになったことは、機械化してもその余剰分で月150千円（年間1,800千円）の収入しか得られないのであれば、機械化は経済的にはデメリットになる。但し利子補填等で無利息融資により機械化を行ったのであれば現状と同じとなる。別途収入で月200千円（年間2,400千円）の収入が得られたら、年間300千円程度の利益が確保できる。また、今後返済が進めば支払利息が減少するために、より多くの利益も期待できる。

一方機械化により作業効率が図られ、従来の耕作地以外でも同様の作物の生産が行えると仮定したならばどうであろうか。従来の2倍の耕作地で2倍の生産量を確保できたとしても、このシミュレーションでは、機械化のメリットは得られない。無利息融資によらなければメリットは得られないのである。ただ、従来の3倍の耕作地で3倍の生産量を確保できれば大幅に利益は向上することになる。

このように一定の条件の下でのシミュレーションを行って、メリットが得られると予想される場合にのみ機械化を行うことが望ましい。

(18) 農山漁村男女共同参画強化事業費（農産園芸課）

① 事業の目的

農林水産業における男女共同参画を推進するため、平成 23 年 3 月に策定した新たな愛媛県農山漁村女性ビジョンの重点項目である。

- ・ 方針決定の場への女性の積極的登用
- ・ 女性の経営参画の促進
- ・ 女性が活動しやすい環境づくりの支援を強力に進め、立ち遅れが懸念される農林水産分野での男女共同参画社会の実現を目指す

② 予算額及び決算額

予算額：5,224,000 円

決算額：4,120,921 円

③ 事業の概要

1. 方針決定の場等への女性の積極的登用（688 千円）
 - a. 農山漁村女性ビジョン推進会議（県段階）
女性ビジョンの評価、実態調査、啓発資料の配布
 - b. 地区連絡会議（地区段階）
地域での女性登用等の推進
2. 女性の経営参画の促進（2,786 千円）
 - a. 農山漁村起業活動支援（県段階）
起業家商品の販売促進活動、特産品の PR
 - b. 経営技術・経営参画支援（地区段階）
起業家商品の開発支援、経営技術セミナー、女性認定農業者育成活動
3. 女性が活動しやすい環境づくり（1,750 千円）
 - a. 男女共同参画セミナーの開催（県段階）
 - b. 地域互助システム優良事例調査、活動 PR（県段階）
 - c. 家族経営協定の推進（地区段階）
家族経営協定の締結推進、農業者組織交流会の開催
 - d. 農業者年金加入セミナーの開催（地区段階）
 - e. 新たなネットワーク組織の育成（地区段階）

(意見) 女性参画を通じた農林水産業の発展のための事業遂行について

「男女共同参画社会基本法」、「食料・農業・農村基本法」及び「農山漁村男女共同参画指針」等による国の施策を受け、県では「愛媛県農山漁村女性ビジョン」を策定し、目標達成にむけた施策のひとつとして男女共同参画強化事業を実施している。

「男女共同参画社会」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいう(男女共同参画社会基本法第2条)。

愛媛県では、平成13年度から農山漁村男女共同参画強化事業を実施しており、「愛媛県農山漁村女性ビジョン」を作成している。

「H23に見直した新たな「愛媛県農山漁村女性ビジョン」」において、課題及び今後の方針は以下の様に認識されている。

(現状の課題)

女性により起業活動件数や認定農業者数、家族経営協定数が徐々に増加するなど、女性の活躍の場が広がってきたが、その一方で、以前として農山漁村には固定的な性別役割分担意識や古い慣習が残存しており、方針決定過程等の関わりについては、未だ十分とは言えない状況にある。

- ・ 経営の改善や発展のためには、女性の視点が不可欠
- ・ 過疎化・高齢化する農山漁村において、担い手として女性の活躍が一層求められる
- ・ 魅力ある農山漁村づくりのためには、男女共同参画に関する意識改革と地域ぐるみでの実践が有効

(今後の方針)

- ・ 固定的役割分担意識の解消
- ・ 方針決定の場への女性の登用促進
- ・ 女性の活躍の場として定着している農産物加工や販売などの起業活動(6次産業化)の推進
- ・ 仕事と生活の調和に配慮した家族経営協定の推進

上記のような課題が解決されれば、農山漁村における担い手確保にもつながり、愛媛県の農林漁業発展に寄与すると考えられる。このために、平成24年度に実施した内容は以下の通りである。

①方針決定の場等への女性の積極的登用		
項目	実施時期	内容
県ビジョン推進会議の開催	平成25年2月	・愛媛県農山漁村女性ビジョンの推進について ・各地区における活動状況について ・今後の取組み等に対する意見交換
地区連絡会議の開催	平成24年6月 ～平成25年3月 計9回	・管内の実態把握 ・関係機関への意識啓発と連携 ・各地区における事業推進計画と目標達成に向けた取組み検討

②女性の経営参画の促進		
項目	実施時期	内容
起業活動支援に関する研修会の開催	平成24年6月 ～平成25年2月 計12回	・起業活動先進事例研修 ・女性起業家商品レベルアップ研修 ・地域特産物加工研修
経営技術セミナーの開催	平成24年4月 ～平成25年3月 計15回	・経営の多角化と6次産業化について ・農作業安全について ・農地制度と税制改革について ・直売施設、体験型農業について ・農業簿記について
女性認定農業者育成活動	平成24年4月 ～平成25年3月	・家族経営協定と共同申請について ・農業経営簿記について ・栽培技術、加工技術等について ・情報の発信について ・男女共同参画社会について

③女性が活動しやすい環境づくり		
項目	実施時期	内容
地域互助システム優良事例調査、活動PR	平成24年4月 ～平成25年3月	・優良事例調査 15事例 ・優良活動事例報告 2事例
家族経営協定の推進	平成24年4月 ～平成25年3月 講習会等12回	・家族経営協定推進のための講習会開催 ・家族経営協定書作成支援
農業者組織交流会の開催	平成24年9月 ～平成25年2月 計5回	・地域活性化のための女性の役割について ・地域における男女共同参画について ・グループ活動事例報告 ・農業委員としての取組みについて
農業者年金の加入促進	平成24年4月 ～平成25年2月	各会議等に合わせ、農業者年金への女性農業者の加入促進を図った。
新たなネットワーク組織の育成	平成24年8月 ～平成25年3月	・就農初期女性の交流支援と組織化 ・他地域女性起業家との交流研修会の開催 ・商品力、販売力向上研修による起業家としての資質向上 ・方針決定に参画している女性組織間の交流促進

平成24年度の施策がすべて終了した後、平成25年6月時点での各指標目標の達成程度は下記の通りである。

(愛媛県農山漁村女性ビジョンにおける目標数値の推移)

①方針決定過程への女性の積極的参画					
指標項目	H12策定時	H25.6現在	H27目標	目標と現在の乖離	目標達成率
農業委員における女性の登用	0.7%	複数の委員登用 11委員会 6.4%	複数の委員登用 20委員会 7.0%	△9委員会 △0.6%	55% 91.4%
農業協同組合役員における女性の登用	0%	複数の役員登用 8農協 5.2%	複数の役員登用 12農協 7.0%	△4農協 △1.8%	66.7% 74.3%
農業協同組合正組員数に占める女性の割合	15.1%	23.2%	25%	△1.8%	92.8%
農業協同組合総代に占める女性の割合	2.1%	5.9%	10%	△4.1%	59%
森林組合役員に占める女性の割合	0%	0.4%	3%	△2.6%	13.3%
漁業共同組合役員に占める女性の割合	0%	0.5%	3%	△2.5%	16.7%

※※

②女性の経営参画の促進					
指標項目	H12策定時	H25.6現在	H27目標	目標と現在の乖離	目標達成率
女性起業活動数	143件	406件	450件	△44件	90.2%
漁村女性起業家グループの県認定組織数	未設定	4組織	10組織	△6組織	40%
認定農業者に占める女性の割合	未設定	8.6%	10%	△1.4%	86%
農業指導士に占める女性の割合	未設定	25.5%	30%	△4.5%	85%

③女性が活動しやすい環境づくり					
指標項目	H12策定時	H25.6現在	H27目標	目標と現在の乖離	目標達成率
家族経営協定締結数	143戸	1,059戸	1,300戸	△241戸	81.5%
県林業研究グループ女性会議加入組織数	未設定	6組織	15組織	△9組織	40%
農業者年金加入者に占める女性の割合	1.4%	10.5%	10%	0.50%	105%
女性組織のネットワーク数	未設定	21組織	30組織	△9組織	70%

県では、目標指標の推移を把握しているものの、これに対する分析が十分に実施できているとは言い難い。上記表において、※印を付した項目は、平成27年度の達成目標に対して、平成25年6月時点での達成率が20%を下回っている。なぜ目標達成率が低いのかという分析を実施せずに、翌年度も同様の取組みを実施するのであろうか。

目標数値の設定自体に問題があったのか、目標達成のための努力が足りなかったのか、原因を適切に把握することが必要である。また出来れば目標達成率が低いとどのような弊害が生じるのかまで分析していただきたい。

県の予算を使って、実施している事業である限り、適切な目標数値を設定すること及び目標達成は必須であり、適切な目標数値と、目標達成のために必要な施策について常に見直していく必要があるものとする。

今後は、目標達成に向けて、より施策の内容をより有益なものとするために、目標達成率の管理と、分析を実施していくことが望まれる。

さらに、目標指標自体の見直しも必要であるとする。上記目標の達成と、農林漁業の発展はどの様に関係するのであろうか、確かに女性の経営参画が進めば、女性も男性と対等に農林漁業に携わることが出来るようになる可能性があるが、女性が経営参画することで、どの様に農林漁業の発展に繋がるのか。例えば女性の経営参画が進むことで、女性ならではの意見で新しい商品が開発されるといったこともあるであろう。最終的な目標を経営参画等に置くのではなく、その後の農林水産業の発展に置くべきであるとする。目標指標として設定できる項目もあれば、出来ない項目もあると思われるが、女性の参画を最終目標と考えて事業を遂行するのではなく、その後を見越した事業の遂行が望まれる。

(19) 機能性を活かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費（農産園芸課）

① 事業の目的

農産物の乾燥粉末は、農産物のもつ栄養や機能性成分、香り、色彩等を加工食品に付与して、高い付加価値を生み出すことができるうえ、輸送性や貯蔵性が高く、手軽に利用できる利点がある。

そこで、生産量全体の2割程度あるといわれている規格外の野菜や果物を粉末化することにより、農家所得の向上を図るため、農産物の品質特性に応じた粉末製造法を選定するとともに、利用促進に向けて粉末の調理特性を明らかにし、商品開発と試作販売を通じて、食品関連企業の取組みを促進する。

② 予算額及び決算額

予算額：4,998,000 円

決算額：4,398,932 円

③ 事業の概要

1. 最適粉末化技術の検討と品質特性の評価（3,281 千円）

（研究内容）

- ・ 粉末の品質特性の評価と改名
- ・ 粉末化システムのマニュアル化

2. 粉末の機能性成分評価（800 千円）

- ・ 動物培養細胞を利用した免疫促進効果の検証

3. 粉末を利用した商品開発（917 千円）

- ・ 調理適正の解明
- ・ 加工品の試作と評価

（意見）粉末化成功後の県の対応について

当該事業の結果、実際に、数種類の野菜・果実の粉末化に成功し、品質特性や機能性成分評価、商品開発を行っている。しかし、現実に商品化された例は数件にとどまっている。

粉末を民間企業に直接紹介することは当事業内では実施されておらず、「県産農林水産物の機能性成分評価・広報事業費」で実施されている。「県産農林水産物の機能性評価・広報事業費」では、平成23年度に15社、平成24年度に15社の民間企業を訪問しており、数社が粉末を利用した商品を開発している。

ここで気になるのは、訪問している民間企業がすべて愛媛県内の企業であることである。規格外農産物の粉末は介護食や製菓など、利用可能性が多いにあると考えている。よって、本来愛媛県内への広報に留まるのではなく、より可能性を求めて全国の食品関連企業に対してPRしていくべきではなかろうか。このために必要な予算であれば、さらなる予算を確保することも必要となるかもしれない。

また、ブランド戦略課が、県外で愛媛県産の産物のPRを実施していることも考えると、こういった活動を多いに利用すべきである。事業の縦割りに縛られることなく、横の有機的なつながりを利用して、全体で最大効果を上げることを重視して行って欲しい。

愛媛県の農林水産業のために規格外野菜・果実の有効利用をより一層促進していくためには、商品開発だけで満足せず、各部局が協力して研究成果を無駄にしない様に全庁的に営業していかなければならない。

(意見) 粉末化を実施する主体について

現在、県の粉末化技術を利用できる機械を導入しているのは、JA 越智今治と民間企業1社（以下 A 社）である。粉末を利用して商品を開発した店舗等はこの民間企業から粉末を購入している。

当該状況であると、県が粉末のPRを実施し、利用する企業や個人店舗が増えれば増えるほど、A社の利益が上がることとなる。確かに、A社の粉末出荷が増加すれば、規格外農作物の利用も増え、A社に対して規格外農作物を売却する農家の所得は向上する。しかし、A社は民間企業であり、自社の利益率を上げるため、仕入価額は可能な限り押さえたいと考えるのが普通である。

例えば、各農協（若しくは県内の農協が共同で）が粉末化できる機械を導入した場合、農家への所得分配が増加する可能性があるのではないだろうか。

農家の所得を向上させるためには、今後は粉末化技術をどこが保有し、どこが利用するのがより目的達成に近いのかという観点も必要になってくると考えられる。

販路拡大とともに、今後の課題として検討されることが望まれる。